

平成23年3月18日

関係都道府県教育委員会  
公立社会教育施設所管課 御中

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

公立社会教育施設の災害復旧補助・事前調査等について

平素より公立社会教育施設の災害復旧業務にご協力いただき、誠に感謝申し上げます。

このたび、平成23年3月11日（金）に発生した東北地方太平洋沖地震、12日には長野県北部の地震による災害については、平成23年3月12日付けで激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」）という。）に基づき、当該災害が激甚災害併せて、適用すべき措置の指定がされました。

今後、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村が特定地方公共団体に指定された場合に、その負担を軽減するため、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等が実施される予定です。

公立社会教育施設の復旧に要する事業についても、下記のとおり平成23年度の補正予算として成立する見込みです。

つきましては、貴都道府県における被害金額を集約し、今後の予算措置等における手続きの基礎データとしたいので、現時点で把握されている被害金額等を別添の事前調査票にて、平成23年3月24日（木）18時までに提出願います。なお、域内の市町村にも周知いただき、取りまとめの上ご回答いただけますようお願い致します。

提出先は、別紙に記載する施設担当者にそれぞれ提出願います。

○公立社会教育施設災害復旧事業

【対象】公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他財務大臣と協議して定める施設)

※財務大臣と協議して定める施設（平成18年5月23日～7月29日：豪雨及び暴風雨による災害時）  
博物館、青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、銃剣道場、文化施設、相撲場、漕艇場及び射撃場

事業概要：平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震及び、12日の長野県北部の地震による災害等により被害のあった公立社会施設の復旧の要する経費の2/3を補助する。

文部科学省生涯学習政策局

社会教育課公民館振興係 高野、松尾

電話 03-6734-2974

FAX 03-6734-3718

公立社会教育施設災害復旧事業施設担当者一覧

【公民館、図書館、博物館、青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、  
地域改善対策集会所】

担当：文部科学省生涯学習政策局社会教育課公民館振興係

電話：03-6734-2974

FAX：03-6734-3718

【体育館、運動場、水泳プール、銃剣道場、相撲場、漕艇場及び射撃場】

担当：文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課施設係

電話：03-6734-2672

FAX：03-6734-3790

【文化施設】

担当：文化庁文化部芸術文化課芸術文化課文化活動振興室推進係

電話：03-6734-2835

FAX：03-6734-3816